国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

中部運輸局海上安全環境部

令和５年８月３日（木）

（連絡先）
中部運輸局海上安全環境部
運航労務監理官　中川・風岡・高橋
TEL ０５２－９５２－８０１２

輸送の安全の確保に関する命令の発出について

中部運輸局では、内航海運事業者に対し、内航海運業法第２５条に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に違反する事実が確認されたため、内航海運業法第２０条第１項に基づく輸送の安全の確保に関する命令を行いましたのでお知らせします。

記

１．発出年月日

令和５年８月３日（木）

２．対象事業者

事業者の名称：盛徳海運建設株式会社
事務所の位置：三重県鳥羽市鳥羽４丁目２３８８－１０
代表者名　　：代表取締役　小田　徳彦

３．命令内容

別紙に係る措置について、令和５年９月２日までに当局あてに文書にて報告すること。

４．事案概要

令和５年２月２日に、上記事業者が経営する内航運送をする内航海運業において運航する貨物船「せいりゅう」が、愛媛県今治市来島海峡付近を航行中、他の貨物船と衝突し、本船の乗組員１名が死亡、１名が行方不明となる重大事故が発生した。

中部運輸局では、２月２１日に、内航海運業法第２５条に基づく検査を実施したところ、船舶所有者（船員配乗事業者）が作成する配乗計画の安全性を確認しておらず、結果、事故当日、本船に機関長が乗り組んでおらず、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく乗組み基準を満たしていなかったこと等を確認した。

本件はこれを受けて内航海運業法に基づく命令を行うものである。

（別紙）

輸送の安全の確保に関する命令（抜粋）

（報告を要する事項）

① 経営トップは、事案の再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第４条に基づき、輸送の安全を確保するため、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。

② 安全統括管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

③ 運航管理者は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船舶所有者等と協力して輸送の安全を図ること。

④ 運航管理者は、安全管理規程第２１条に基づき、運航計画又は配船計画を作成又は改正する場合は、乗組員の適切な労働時間など安全性の確保等について検討すること。また、運航管理者は、乗組員の適切な労働時間について、船舶所有者等を通じて確認すること。

⑤ 運航管理者は、安全管理規程第２２条に基づき、船舶所有者等が作成又は改定した配乗計画について、適切なものとなっているかを確認し、支障があると認められる場合は、船舶所有者等に対して配乗計画を改定するよう助言すること。

⑥　安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第４７条に基づき、船舶所有者等および乗組員等に対し、安全管理規程、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第５０条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。

⑦　安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第４９条に基づき、経営トップの支援を得て年１回以上事故処理に関する訓練を実施するよう適切に措置するとともに、運航管理者は、同規程第５０条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。